

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	引取りに係る沖縄発電用特定石炭及び沖縄発電用特定液化天然ガスの免税		
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 4 の 3、租税特別措置法施行令第 48 条の 8）		
要 望 の 内 容	<p>一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭にかかる石油石炭税の免除について適用期限を 5 年間延長する。</p> <p>また、今回、沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する液化天然ガス（以下、LNG）で保税地域から引き取られるものにかかる石油石炭税（1080 円/t）についても免税対象として追加する。適用期間は 5 年間とする。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲276 百万円 （▲1,598 百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。

特に沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上を図る。

○沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）（以下、沖振法）「第7節電気の安定的かつ適正な供給の確保」中、第65条第2項に基づく措置。

（沖振法第65条2項より抜粋）

一般電気事業者又は卸電気事業者（電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。）が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭（石油石炭税法（昭和三十五年法律第二十五号）第二条第四号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

(2) 施策の必要性

沖縄における電気事業については、以下の構造的不利性等の理由により、電力料金は他社平均より kWh 当たり4円程度割高であり、また年間の平均停電回数は他の電力事業者平均に比べ多い等、依然として他社並みの経営環境とは言い難い状況にある。

1) 需要規模の矮小性から原子力発電の導入が困難。

2) 大型水力ダム建設に適した山や河川が存在しない等、水力発電の導入が困難

3) 供給区域に多数の離島（東西 1,000km、南北 400km）を抱え、以下の要因からユニバーサルサービスに高コストがかかる。

・離島だけで 11 の系統に分断される等、設備形成面で非効率

・規模が極めて零細なものであるため、スケール・メリットが得られず、離島部門は構造的な収支不均衡

特に1)・2)の結果として、沖縄の電源構成は石炭・石油に大きく依存せざるを得ないこと等の構造的な問題を踏まえると、沖縄地域における電力の安定的な供給及び適正な料金水準の確保には、法律上規定されている政策的支援措置が必要不可欠である。

本措置の対象である石炭を燃料とする火力発電所の発電電力量は平成 22 年度実績で 6,615 百万 kWh であり、沖縄県における発電電力量の約 77%を占める。

また、電源の多様化によるエネルギーセキュリティの向上や、石油・石炭に比べ燃焼時の CO2 排出量が少なく地球温暖化対策に資する観点から、LNG を燃料とした吉の浦火力発電所が平成 24 年度以降、順次運開することとなっている。

今後は、現在の石炭火力発電所を引き続きベース電源としつつ、LNG は石炭より経済性において劣後するものの、電源を多様化することによる安定供給の確保の観点から、LNG 発電の割合を徐々に増加させ、平成 32 年度における LNG 比率を約 3 割にするよう計画している。

再生可能エネルギー由来の電源の不安定性等も鑑みると、石炭等の化石燃料による電源は、今後も沖縄の電力の安定的かつ適正な供給の確保を担う重要な基幹電源である。

このような中、本措置によって、構造上の問題に伴う発電コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。なお、電気料金は省令に基づき算定されており、本措置による石油石炭税の免税額分については料金原価に織り込まれておらず、電気料金の低減に寄与しており、県民の負担の軽減に繋がっている。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的の位置付け	(政策名：資源エネルギー・環境政策)																															
	政策の達成目標	電力市場環境の整備を図ることにより、電力の安定供給の確保を実現する。 特に、沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」に基づき、沖縄振興のための電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善を目指す。																															
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日まで（5年間）																															
	同上の期間中の達成目標	措置期間中の沖縄振興のための電力の安定的かつ適正な供給及び適切な料金水準を確保する。																															
	政策目標の達成状況	<p>適用各社の経営努力による原価構成要素の軽減分は、電気料金の低減を通して県民の負担の軽減となっているが、下記の通り、他地域と比べて割高である。沖縄県内の社会資本の整備や県民生活の向上を図るにあたり、本措置が与える影響は大きく、引き続き措置する必要がある。</p> <p><電気料金の推移></p> <p style="text-align: right;">(単位：円/kWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H0</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力(株)</td> <td>19.80</td> <td>9.80</td> <td>21.41</td> <td>20.14</td> <td>19.90</td> </tr> <tr> <td>9社計</td> <td>15.81</td> <td>15.87</td> <td>17.32</td> <td>15.98</td> <td>15.87</td> </tr> <tr> <td>単価差</td> <td>3.99</td> <td>3.93</td> <td>4.09</td> <td>4.16</td> <td>4.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気料金の算定方法は、電灯・電力料収入を電灯・電力（自由化対象需要分を含む）の販売電力量（kWh）で除したものの。</p> <p>(参考)</p> <p>沖縄電力(株)は、効率化の推進による料金改定を行っているが、構造的不利性により電源を火力発電に頼っていることから、燃料価格高騰などの外部要因により、実績単価は上昇傾向にある。</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17. 7</th> <th>H18. 7</th> <th>H20. 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金改定率</td> <td>▲3.27</td> <td>▲3.24</td> <td>▲0.45</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H18	H19	H0	H21	H22	沖縄電力(株)	19.80	9.80	21.41	20.14	19.90	9社計	15.81	15.87	17.32	15.98	15.87	単価差	3.99	3.93	4.09	4.16	4.03		H17. 7	H18. 7	H20. 9	料金改定率	▲3.27	▲3.24
年度	H18	H19	H0	H21	H22																												
沖縄電力(株)	19.80	9.80	21.41	20.14	19.90																												
9社計	15.81	15.87	17.32	15.98	15.87																												
単価差	3.99	3.93	4.09	4.16	4.03																												
	H17. 7	H18. 7	H20. 9																														
料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45																														
要望の措置の適用見込み	沖縄電力(株)、電源開発(株)の2社																																
有効性	<p>平成22年度における一般家庭のモデルケース(300kWh/月)では月額約78円の負担軽減の効果がある。</p> <p><電気料金に与える影響(実績)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量(百万kWh)</td> <td>7,376</td> <td>7,491</td> <td>7,476</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,564</td> <td>7,639</td> </tr> <tr> <td>影響額(円/kWh)</td> <td>0.15</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取※影響額は、免税額/販売電力量により算出。23、24年度は見込値を記載。</p>	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	販売電力量(百万kWh)	7,376	7,491	7,476	7,478	7,521	7,564	7,639	影響額(円/kWh)	0.15	0.23	0.26	0.23	0.26	0.25	0.25								
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																										
販売電力量(百万kWh)	7,376	7,491	7,476	7,478	7,521	7,564	7,639																										
影響額(円/kWh)	0.15	0.23	0.26	0.23	0.26	0.25	0.25																										

		<p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、免税されない分が上乗せされることになる。</p> <p>沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p> <p>本措置により、平成24年度は標準家庭(300kWh)で約75円の料金低減効果が見込まれる。</p> <p>(※標準家庭の電気料金は7,500円/月程度。平成21年11月に導入された太陽光発電の新たな買取制度にかかる家庭の負担純増額は月額18円程度(2011年度見込))</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄電力(株)に係る固定資産税の課税標準の特例(地方税・固定資産税) ・ 産業高度化地域における新規に設備を取得した場合の課税の特例(※沖縄県)(地方税・法人事業税等)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄電力(株)に係る固定資産税の課税標準の特例(地方税・固定資産税)(平成24年度 減収額10億円) → 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置(事務所及び宿舍の用に供するものを除く) ・ 産業高度化地域における新規に設備を取得した場合の課税の特例(※沖縄県)(地方税・法人事業税等)(平成24年度減収額6億円) → 産業高度化地域において、沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する設備を新增設した場合の法人税の特別控除、固定資産税・事業税課税標準額の免除除。 ・ 沖縄振興開発金融公庫からの融資(平成22年度 融資額実績200億円) → 長期・低利かつ安定的な財政投融资に関する措置
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>当措置が、法第65条第2項を基礎としている一方で、「産業高度化地域における新規に設備を取得した場合の課税の特例」は、法第65条第1項に基づいた措置であること、及び沖縄県の産業全体の集積・高度化を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>また、沖縄振興開発金融公庫からの融資は、沖振法第63条に基づく措置であること、設備形成を促すため、より条件の良い資金の確保を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>更に、「沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特別措置」は、法第63条に基づく措置であり、政策的に一定の類似性が見られるものであるが、沖縄が本土から遠く離れた離島であり、他の電力会社との相互融通が不可能であるため、高い供給予備力を持たざるを得ないこと等に鑑み、そのための負担の軽減を図るための施策であることから、本措置と明確な役割分担がなされている。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置によって、構造上の問題に伴う発電コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。なお、電気料金は省令に基づき算定されており、本措置による石油石炭税の免税額分については料金原価に織り込まれておらず、電気料金の低減に寄与しており、県民の負担の軽減となっている。</p>																																																																								
<p style="writing-mode: vertical-rl;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用件数：2社（一般電気事業者1社、卸電気事業者1社）</p> <p>沖縄の電源構成は石炭・石油に大きく依存せざるを得ないこと等のこうした構造的な問題を踏まえると、沖縄地域における電力の安定的な供給及び適正な料金水準の確保には、法律上規定されている政策的支援措置が必要不可欠である。</p> <p>○適用量</p> <p>適用量：石炭（単位：千t）</p> <table border="1" data-bbox="555 705 1449 943"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,409</td> <td>2,478</td> <td>2,781</td> <td>2,461</td> <td>2,823</td> </tr> <tr> <th></th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> </tr> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,775</td> <td>2,486</td> <td>2,449</td> <td>2,464</td> <td>1,984</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取</p> <p>適用量：LNG（単位：千t）</p> <table border="1" data-bbox="555 1041 1449 1167"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LNG消費量</td> <td>180</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)より聴取</p> <p>○減収額</p> <p>免税額：石炭（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="555 1328 1449 1525"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>1,107</td> <td>1,734</td> <td>1,946</td> <td>1,722</td> <td>1,976</td> </tr> <tr> <th></th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> </tr> <tr> <td>免税額</td> <td>1,941</td> <td>1,739</td> <td>1,713</td> <td>1,724</td> <td>1,388</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取</p> <p>免税額：LNG（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="555 1653 1449 1778"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>194</td> <td>216</td> <td>216</td> <td>378</td> <td>378</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)より聴取</p>		H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	石炭消費量	2,409	2,478	2,781	2,461	2,823		H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	石炭消費量	2,775	2,486	2,449	2,464	1,984	年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	LNG消費量	180	200	200	350	350		H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	免税額	1,107	1,734	1,946	1,722	1,976		H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	免税額	1,941	1,739	1,713	1,724	1,388		H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	免税額	194	216	216	378	378
		H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)																																																																					
	石炭消費量	2,409	2,478	2,781	2,461	2,823																																																																					
	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)																																																																						
石炭消費量	2,775	2,486	2,449	2,464	1,984																																																																						
年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																																																						
LNG消費量	180	200	200	350	350																																																																						
	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)																																																																						
免税額	1,107	1,734	1,946	1,722	1,976																																																																						
	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)																																																																						
免税額	1,941	1,739	1,713	1,724	1,388																																																																						
	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																																																						
免税額	194	216	216	378	378																																																																						
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、免税されない分が上乘せされることになる。沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p>																																																																									
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保</p>																																																																									

	<p>前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由</p>	<p>目標に関しては概ね達成している。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>		<p>平成15年 創設 平成17年 2年間の延長 平成19年 5年間の延長</p>